

諮問事項 平成22年度経営方針・年次施策について**1. 中小企業を取り巻く環境**

- ・ わが国の景気は新興国を中心とする海外経済の回復に伴い輸出が増加し、個人消費の一部に景気対策の効果が表れていることなどから、持ち直しています。ただし、雇用情勢は依然として厳しく、デフレが続いています。
- ・ 平成22年度を展望しますと、アジア向け輸出など外需を中心に景気の持ち直しが見込まれますが、内需の回復ペースは緩やかなものに留まると見込まれ、実質GDPの成長率は+1.5%、名目GDPは同+0.8%を見込んでいます。もっとも、景気の水準はなお低いものに留まり、引続きデフレ基調が続くものとみています。
- ・ 中小企業の景況は、依然として売上高が近年のピークを大きく下回っていることに加え採算状況、資金繰りともに悪化が続いており、内需の回復が鈍い中、平成22年度も厳しい状況が続くとみております。
- ・ こうしたなか、中小企業の資金需要については、設備資金需要の増加は期待し難い一方、引続き資金繰り難等を理由とした運転資金需要は根強いことが予想されます。

2. 平成21年度の回顧

- ・ このような環境の下、平成21年度はセーフティネット機能の発揮を最重要事項とし、法定された指定金融機関として危機対応業務を中心にその機能発揮に全力をあげて取り組んでまいりました。平成21年6月には、必要な財務基盤の確保を目的とした危機対応準備金の創設、政府保有株式を処分する期限の延期等を内容とする株式会社商工組合中央金庫法の改正が行われ、これを受け7月には危機対応準備金として1,500億円の資本増強が行われました。また、平成21年度第2次補正予算および平成22年度予算において、危機対応業務の取扱期限が平成21年度末から22年度末まで延長されるとともに、総事業枠が従来約4.2兆円から1兆円程度の増枠となりました。さらに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている設備投資等を下支えするため、新たに設備投資を行う事業者に対し、2年間、0.5%の利子補給を行う危機対応業務の貸付に関する措置がなされ、平成22年2月より取扱いを開始したところです。
- ・ 平成22年3月までの危機対応業務の累計実績は3万7千件、2兆7千億円を超える規模となり、こうした中小企業の資金繰りや経営の安定化への支援を通じて、地域の雇用維持・経済の安定化に大きく貢献することができました。
- ・ 平成21年12月に「中小企業金融円滑化法」が施行されました。当金庫は中小企業金融の円滑化を目的とした金融機関であり、申込等を受けた銀行等の民間金融機関と緊密な連携を図るべき者と位置付けられたことから、当金庫の使命・期待される役割がより一層発揮できるよう、規程・態勢を整備し、職員に対してその趣旨を徹底するとともに、経営課題等に対するソリューションの具体的な取組みを公表するなど中小企業の金融円滑化に向けた取組みを一層強化いたしました。

- ・ また、お取引先中小企業の皆さまのご意見やご助言などを当金庫の業務運営に適切に反映させるため、経営諮問委員会や地区懇談会に加え、平成21年度より全営業店に「中金会役員・ユース会役員等の皆さまと当金庫役員との懇談会」の場を設け、より幅広い中小企業の皆さまのニーズをお聞かせいただく取組みを開始いたしました。
- ・ こうした取組みの結果、貸出残高は通期で約2,900億円の増加となり、収支につきましても、貸出増加等による資金利益の改善に加え、一層の経営効率化に取り組んだことなどにより、109億円の経常利益、56億円の当期純利益を計上することができました。この間の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

3. 平成22年度業務運営の基本的な考え方

- ・ 中小企業の皆さまを取り巻く厳しい環境が続くなか、当金庫としましては、求められる役割の大きさを十分認識し、国や中小企業の皆さまの厚い期待にしっかりと応えるべく、引き続き、「セーフティネット機能の発揮」を最重要事項とし、危機対応業務を中心にその機能発揮に万全を期して取り組んでまいります。
- ・ また、当金庫は「中小企業金融の円滑化」を法目的とした金融機関として、その使命・役割を的確に発揮していくため、取引先とのリレーションを一層強化し、危機対応業務を含めた融資のみならず、返済条件の変更を希望される取引先に対しては、実情に応じできる限りこれに対応するほか、お取引先が抱える経営課題の解決に向け、経営改善支援やソリューションを提供する等、中小企業の持続的成長（＝中小企業の皆さまの企業価値向上）に向けて全力でサポートしてまいります。
- ・ こうした取組みを一層強化するとともに、一段の経営合理化を図ることなどによって、当金庫自らの健全な経営基盤の構築へ繋げてまいります。

4. 平成22年度の重点施策

- ・ より多くの中小企業の皆さまに危機対応業務を活用していただくべく危機対応業務の一層の普及・浸透に取り組むなどセーフティネット機能の発揮に万全を期すとともに、経営課題の解決、経営ニーズへのサポートを一層強化することで、使命である「中小企業の皆さまの企業価値向上」に向けて取り組んでまいります。

(重点施策の内容)

(1) セーフティネット機能の発揮 **最重要事項**

- ・ 中小企業を取り巻く厳しい環境が続くなか、引き続き、長期的な視点に基いた安定的なスタンスを堅持し、厳しい環境にあるお取引先の立場に立って、懇切・丁寧かつ迅速な対応に最大限努めます。
- ・ 特に危機対応業務については、制度開始以来、積極的な広報・PRに努めつつ、組織を挙げて推進してきたこともあり、これまでの累計実績は以下の通り、4万1千件、2.9兆円を超える実績（5月末現在）となっております。

- ・平成22年度は中小企業に対する唯一法定された指定金融機関として当金庫がこれまで政策金融機関として培ってきたセーフティネットにかかるノウハウを存分に活用し、運転資金のみならず、お取引先の設備資金需要に対しては新たに措置されたデフレ対策利子補給制度を活用するなどの確に対応することで危機対応業務の一層の普及・浸透に取り組んでまいります。

＜参考＞危機対応業務にかかる取組実績

	取組実績～平成22年5月末現在	
中小企業等向け	40,536件	25,232億円
（うち損害担保付）	35,179件	19,580億円
中堅企業等向け	1,317件	4,577億円
（うち損害担保付）	695件	1,194億円
合計	41,853件	29,809億円

（2）中小企業の皆さまの企業価値向上への取組み強化

- ・厳しい金融経済環境のなか、中小企業の皆さまは資金繰りの安定化や財務体質の強化をはじめ様々な課題を抱えていると考えられます。お取引先が抱える経営課題の解決に向け、平成22年度も網羅的な施策パッケージである「総合支援策」を活用し、融資のみならず新たな金融手法や各種情報提供等、独自性のある総合金融サービスを積極的に展開してまいります。
- ・特に経営諮問委員会や地区懇談会、中金会役員・ユース会役員等の皆さまと当金庫役員との懇談会においてご意見・ご要望を多く寄せられた企業間連携支援ニーズや海外業務展開支援ニーズによりの確に対応していく観点から、「ビジネスマッチング・M&A等の企業間連携支援」、「アジアを主体とした海外展開のサポート強化」を重点化するソリューション項目として推進を図ってまいります。